

平成 23 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入ヒラメのクドア検査証添付と輸入時検査実施の嘆願書

本年 4 月 25 日厚生労働省医薬食品局食品安全部の専門部会で、粘液胞子虫クドア・セプテンpunkタータ (*Kudoa septempunctata*) が寄生した養殖ヒラメを食べることで嘔吐、下痢症の食中毒が発生することが報告されました。その後、国内の養殖ヒラメには出荷前に県の水産試験場、漁業協同組合等でクドア検査が行われ検査証明書を発行するようになりましたが、輸入養殖ヒラメについては輸出国での検査が徹底していません。

このような状況の下で、輸入ヒラメによる食中毒発生と当該レストランの営業停止処分が散見されます。輸入ヒラメのほとんどが韓国産で 2010 年には日本の養殖生産量に匹敵する約 4,000 トンが輸入されています。このように輸入ヒラメに対するクドア検査が徹底しない状況が続けば、日本国民の食中毒患者発生のリスクは消えませんし、最終的には国産及び韓国産双方のヒラメの消費は減少し、ただでさえ円高ウォン安で価格競争力を失っている国内養殖生産者は廃業せざるをえません。

当 NPO 法人としては、輸入ヒラメについては輸出国でのクドア検査証明書の添付と、国による水際での日本国内同様のクドア検査を実施して頂くことを嘆願します。

福岡県筑後市久富 1343 番地
NPO 法人アクアカルチャーネットワーク
理事長 田嶋 猛 ⑩

別紙の賛同者の署名を添えて、輸入ヒラメの輸出国のクドア検査証の添付と輸入時のサンプリング検査の嘆願をいたします。

以上よろしく申し上げます。

輸入ヒラメの輸出国のクドア検査証添付と日本国内での検査の嘆願書

	会社名・個人名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		